

## 株式交換に関する事前開示書類

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める書面)

2024年3月5日

石垣食品株式会社

## 株式交換に関する事前開示書類

東京都千代田区飯田橋1丁目4番1号  
石垣食品株式会社  
代表取締役会長 石垣 裕義

石垣食品株式会社（以下「当社」といいます。）は、株式会社メディアート（以下「メディアート」といいます。）との間で2024年1月17日付で締結した株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）及び同年2月16日で締結した株式交換変更覚書（以下「本株式交換変更覚書」といいます。）に基づき、2024年3月26日（予定）を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、メディアートを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。本株式交換に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条の規定により開示すべき事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 本株式交換契約及び本株式交換変更覚書の内容（会社法第794条第1項）  
本株式交換契約及び本株式交換変更覚書の内容は、別紙1のとおりです。
2. 本株式交換の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）  
別紙2のとおりです。
3. 本株式交換に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第193条第2号）  
該当事項はありません。
4. 株式交換完全子会社に関する事項（会社法施行規則第193条第3号）
  - (1) メディアートの最終事業年度に係る計算書類等の内容  
別紙3のとおりです。
  - (2) メディアートの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません。
  - (3) メディアートにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
    - ① 株式交換契約書の締結  
メディアートは、当社との間で、2024年1月17日に本株式交換契約を、同年2月16日に本株式交換変更覚書を締結しました。
5. 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第193条第4号）
  - ① 株式交換契約書の締結  
当社は、2024年1月17日開催の取締役会において、メディアートとの間で本株式交換契約を締結することを、同年2月16日の取締役会において、本株式交換変更覚書を締結することを決議し、同年1月17日に本株式交換契約を、同年2月16日に本株式交換変更覚書を締結しました。本株式交換契約及び本株式交換変更覚書の概要は、上記「1. 本株式交換契約及び本株式交換変更覚書の内容」に記載のとおりです。

② 株式譲渡契約書の締結

当社は、2024年1月17日及び同年2月16日開催の取締役会において、メディアートの普通株式100株の取得を行うことを決議し、同年1月17日にメディアートの代表取締役社長であり株主である間野賢治氏との間で当該株式取得に係る株式譲渡契約を、同年2月16日に当該株式取得の効力発生日の変更に係る株式譲渡変更覚書を締結し、2024年3月25日付で、メディアートの普通株式100株を取得することを予定しております。

6. 本株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項  
(会社法施行規則第193条第5号)

本株式交換に際して、会社法第799条第1項の規定により異議を述べることのできる債権者はおりませんので、該当事項はありません。

以 上

別紙 1 本株式交換契約及び本株式交換変更覚書の内容  
次ページ以降をご参照ください。



株式交換契約書



2024年1月17日

## 株式交換契約書

石垣食品株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社メディアート（以下「乙」という。）は、2024年1月17日（以下「本締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（株式交換）

本契約の当事者は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（但し、本効力発生日時点において甲の保有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

### 第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号並びに住所）

本株式交換に係る株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号並びに住所は、次のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：石垣食品株式会社

住所：東京都千代田区飯田橋一丁目4番1号

(2) 株式交換完全子会社

商号：株式会社メディアート

住所：愛知県名古屋市中区新栄二丁目35番21号

### 第3条（本効力発生日）

1. 本株式交換の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2024年2月22日とする。
2. 前項の定めにかかわらず、本契約の当事者は、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により、協議の上、合意で本効力発生日を変更することができる。

### 第4条（本株式交換の対価）

1. 甲は、本株式交換に際して甲の普通株式1,000,000株（以下「本株式」という。）を発行し、本効力発生日に、本効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載された乙の株主（但し、甲を除く。）に対して、その所有する乙の株式1株につき甲の普通株式5,000株の割合をもって、本株式を割当交付する。
2. 前項の規定に従い甲が乙の株主に対し割当てべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

### 第5条（増加する資本金及び資本準備金の額）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条に定めるところに従って、甲が定める金額とする。

#### **第 6 条（株式交換契約承認株主総会）**

乙は、本効力発生日までに、本株式交換に必要な株主総会の承認を得るものとする。

#### **第 7 条（善管注意義務）**

本契約の当事者は、本締結日から本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、その業務遂行及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、事前に協議し、合意の上、実行するものとする。

#### **第 8 条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）**

本契約の当事者は、本締結日から本効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合には、協議の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

#### **第 9 条（本契約の効力）**

本契約は、間野賢治氏の所有する乙の発行済普通株式 200 株の甲に対する譲渡が実行されたことを停止条件として、その効力が生じるものとする。

#### **第 10 条（誠実協議）**

本契約の当事者は、本契約に定めのない事項については、本契約の趣旨に従い、誠実に協議の上これを決するものとする。

#### **第 11 条（管轄裁判所）**

本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる本契約当事者の一切の権利及び義務に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(以下余白)

本契約の締結を証するため、本契約の正本2通を作成し、各当事者は、各自記名押印の上、各1通を保有する。

2024年1月17日

甲：

東京都千代田区飯田橋一丁目4番1号

石垣食品株式会社

代表取締役会長 石垣 裕義



印



本契約の締結を証するため、本契約の正本2通を作成し、各当事者は、各自記名押印の上、各1通を保有する。

2024年1月17日

乙：

愛知県名古屋市中区新栄二丁目35番21号

株式会社メディアート

代表取締役 間野 賢治



## 株式交換契約に関する変更覚書

石垣食品株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社メディアート（以下「乙」という。）は、甲及び乙間の株式交換に関する 2024 年 1 月 17 日付株式交換契約書（以下「原契約」という。）について、以下のとおり株式交換契約に関する変更覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。本覚書に特に定めがある場合を除き、原契約において定義された用語は本覚書においても同一の意味を有するものとする。

### 第 1 条（効力発生日の変更）

甲及び乙は、原契約第 3 条第 1 項を以下のとおり変更する（下線部は変更箇所を示す。）。

（変更前）

本株式交換の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2024 年 2 月 22 日とする。

（変更後）

本株式交換の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2024 年 3 月 26 日とする。

### 第 2 条（原契約のその他の規定の効力）

甲及び乙は、本覚書に定めるものを除き、原契約のいかなる規定も変更されるものではなく、原契約が引き続き完全な効力を有することを確認する。

### 第 3 条（準用）

本覚書には、原契約第 8 条乃至第 11 条の規定を準用する。

（以下余白）

本覚書の締結を証するため、本契約の正本2通を作成し、各当事者は、各自記名押印の上、各1通を保有する。

2024年2月16日

甲：

東京都千代田区飯田橋一丁目4番1号  
石垣食品株式会社  
代表取締役会長 石垣 裕義



本覚書の締結を証するため、本契約の正本2通を作成し、各当事者は、各自記名押印の上、各1通を保有する。

2024年2月16日

乙：

愛知県名古屋市中区新栄二丁目35番21号  
株式会社メディアート  
代表取締役 間野 賢治





別紙2 本株式交換の対価の相当性に関する事項

1. 本株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	メディアート (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る株式の割当比率	1	5,000
本株式交換により交付する株式数	普通株式：1,000,000株	

(注) 1. 株式の割当比率

当社は、メディアートの普通株式1株に対して、当社普通株式5,000株を割当交付します（但し、株式交換の効力発生日時点において当社が保有するメディアートの普通株式を除きます。）。

2. 当社が本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、当社の普通株式1,000,000株を割当交付する予定です。当社が交付する株式については、新規の株式発行を行う予定です。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

①割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換の株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の公平性・妥当性を確保するため、当社及びメディアートから独立した第三者算定機関として株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）を選定し、株式交換比率の算定を依頼しました。算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果、及びメディアートに対して実施したデューデリジェンスの結果等を踏まえて、メディアートの財務状況や将来の見通し等を総合的に勘案し、当事者間で交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率が妥当であると判断しました。

②算定に関する事項

a. 算定機関の名称及び両社との関係

赤坂国際会計は、当社及びメディアートから独立した算定機関であり、当社及びメディアートの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係は有しません。

b. 算定の概要

当社株式については、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2024年1月16日を算定基準日とし、算定基準日を含む直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値の単純平均法に基づき算定）を用いて算定いたしました。

その結果、当社株式の1株当たり株式価値の評価レンジは以下のとおりです。

算定方式	算定結果
市場株価平均法	148円～151円

一方、メディアートについては、非上場会社であり、市場株価が存在しないため、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用いたしました。

その結果、メディアート株式の1株当たりの株式価値の評価レンジは以下のとおりです。

算定方式	算定結果
DCF法	692,202円～796,556円

赤坂国際会計は、本株式交換比率の算定に際し、当社及びメディアートから提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。

また、赤坂国際会計がDCF法の基礎として採用した当社及びメディアートの事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。加えて、メディアートの財務予

測（利益計画及びその他の情報を含みます。）は、当社及びメディアートの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としています。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由  
該当事項はありません。

(4) 公正性を担保するための措置

当社は、本株式交換比率の公正性その他本株式交換の公正性を担保するために、以下の措置を実施しております。

①独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、本株式交換の公正性を担保するために、当社及びメディアートから独立した第三者算定機関として赤坂国際会計を選定し、本株式交換に用いる本株式交換比率の合意の基礎とすべく株式交換比率算定書を受領しております。なお、当社は、第三者算定機関から、本株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

②独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式交換に関する法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を選定し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。

なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業は、当社及びメディアートから独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

(5) 利益相反を回避するための措置

本株式交換に関し、当社及びメディアートの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

2. 本株式交換に際して増加する当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する当社の資本金及び資本準備金の額については、会社計算規則第39条の規定に従い、当社が決定いたします。この取り扱いは、本株式交換後の当社の資本政策その他諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると考えております。

別紙3 メディアートの最終事業年度に係る計算書類等  
次ページ以降をご参照ください。



# 貸借対照表

令和 5年 9月30日 現在

株式会社 メディアート

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	120,611,974	<b>【流動負債】</b>	84,653,184
現金及び預金	83,685,467	買掛金	4,230,672
売掛金	8,792,340	1年以内返済長期借入金	2,040,000
商品	2,499,996	未払費用	5,984,054
前渡金	19,328,206	未払法人税等	3,669,200
立替金	50,170	未払消費税等	2,822,900
前払費用	7,152	前受金	64,753,854
短期貸付金	5,620,000	預り金	1,152,504
未収入金	756,643	<b>【固定負債】</b>	8,966,663
貸倒引当金	-128,000	長期借入金	7,650,000
<b>【固定資産】</b>	102,847,227	役員・株主借入金	1,316,663
<b>【有形固定資産】</b>	46,661,557	負債の部合計	93,619,847
建物	32,297,270	純 資 産 の 部	
建物附属設備	1,437,661	<b>【株主資本】</b>	129,839,354
車両運搬具	5,097,705	資本金	10,000,000
工具器具備品	2	利益剰余金	119,839,354
土地	7,828,919	その他利益剰余金	119,839,354
<b>【投資その他の資産】</b>	56,185,670	繰越利益剰余金	119,839,354
会員権	6,150,000		
長期貸付金	20,000,000		
リサイクル預託金	35,670		
学校債	30,000,000	純資産の部合計	129,839,354
<b>資産の部合計</b>	<b>223,459,201</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>223,459,201</b>

# 損 益 計 算 書

自 令和 4年10月 1日  
至 令和 5年 9月30日

株式会社 メディアート

(単位： 円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	237,931,640	
売 上 高 合 計		237,931,640
【売上原価】		
期 首 商 品 棚 卸 高	8,644,667	
当 期 商 品 仕 入 高	111,256,473	
合 計	119,901,140	
期 末 商 品 棚 卸 高	2,499,996	
売 上 原 価		117,401,144
売 上 総 利 益 金 額		120,530,496
【販売費及び一般管理費】		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計		77,289,365
営 業 利 益 金 額		43,241,131
【営業外収益】		
受 取 利 息	878	
雑 収 入	1,295,741	
家 賃 収 入	1,320,000	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	9,000	
営 業 外 収 益 合 計		2,625,619
【営業外費用】		
支 払 利 息	151,088	
営 業 外 費 用 合 計		151,088
経 常 利 益 金 額		45,715,662
【特別利益】		
固 定 資 産 売 却 益	187,581	
特 別 利 益 合 計		187,581
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		45,903,243
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税		13,489,534
当 期 純 利 益 金 額		32,413,709

# 販売費及び一般管理費内訳書

自 令和 4年10月 1日  
至 令和 5年 9月30日

株式会社 メディアート

(単位： 円)

科 目	金 額
役員報酬	17,000,000
給料手当	19,812,294
法定福利費	3,095,967
福利厚生費	216,455
外注費	2,083,762
荷造運賃	264,736
広告宣伝費	3,466,565
接待交際費	4,316,153
旅費交通費	1,212,137
通信費	381,894
車両経費	1,861,946
消耗品費	2,204,996
修繕費	1,217,610
水道光熱費	27,277
新聞図書費	53,779
諸会費	45,919
支払手数料	447,700
販売手数料	13,422,379
地代家賃	582,652
借料	22,366
リース料	120,000
保険料	459,880
租税公課	1,503,788
支払報酬料	897,555
寄付金	10,000
減価償却費	2,561,555
販売費及び一般管理費合計	77,289,365

株主資本等変動計算書

自 令和 4年10月 1日  
至 令和 5年 9月30日

株式会社 メディアート

(単位：円)

	株主資本										株主 資本 合計	
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金		資本 剰余金 合計	利益 準備金	利益剰余金			利益 剰余金 合計		
			資本 準備金	その他 資本 剰余金			別途 積立金	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金	自己株式			自己株式申込証拠金
当期首残高	10,000,000	0	0	0	0	0	0	0	87,425,645	0	0	97,425,645
当期変動額									32,413,709			32,413,709
当期変動額合計									32,413,709			32,413,709
当期末残高	10,000,000	0	0	0	0	0	0	0	119,839,354	0	0	129,839,354

	評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計
	その 他有 価 差 額	他 債 券 金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金		
当期首残高	0	0	0	0	0	97,425,645
当期変動額						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						32,413,709
当期変動額合計						32,413,709
当期末残高	0	0	0	0	0	129,839,354

## 注 記 表

株式会社 メディアート

この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法 最終仕入原価法

#### 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法 ただし建物及び建物附属設備は定額法  
長期前払費用 均等償却

#### 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。

#### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

### 株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数 400株